平成２４年（フ）第１１号
山形県最上郡真室川町大字新町274番地４
債務者　庄司五月子
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２４年（フ）第４１号
茨城県守谷市大柏478番地の１
債務者　臼本　博子
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第４３号
茨城県龍ケ崎市平台１丁目２番地４　エスポワールM101号室
債務者　石井　静香（旧姓谷津）
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第４６号
茨城県北相馬郡利根町大字布川618番地５
債務者　大江いずみ
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第１０９号
埼玉県坂戸市にっさい花みず木４丁目４番地13　ストロベリー・フィールズ103号室、申立時の住所埼玉県日高市大字鹿山583番地７
債務者　鈴木　良子
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１０２号
富山県中新川郡立山町野町７番地の１、前住所富山市下堀41番地２　コーポ和203号
債務者　加治　美耶
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１７５号
兵庫県尼崎市東難波町３丁目６番27号　ヴィラースリースター尼崎201号
債務者　田渕　聖子
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第２０３号
兵庫県西宮市上大市２丁目19番20―101号
債務者　川野　輝美
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第２１２号
兵庫県尼崎市東難波町４丁目１番40号
債務者　神﨑千代子
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第２３２号
兵庫県西宮市上ヶ原四番町３番６―202号
債務者　大平　紀子
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１０９号
福岡県宮若市山口1302番地１
債務者　植田喜美男
1　決定年月日時　平成24年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２３年（フ）第１１０号
福岡県宮若市山口1302番地１
債務者　植田　一美
1　決定年月日時　平成24年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２４年（フ）第２６号
福岡県直方市殿町15番19号
債務者　渡辺　和子
1　決定年月日時　平成24年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２４年（フ）第７号
佐賀県佐賀市兵庫南２丁目19番６号
債務者　秋永　愛美
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３２号
佐賀県多久市北多久町大字小侍138番地イ
債務者　飯盛　英子（旧姓山﨑）
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３３号
佐賀県鳥栖市田代本町1230番地20
債務者　山本　栄二
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３６号
佐賀県神埼市千代田町境原825番地１
債務者　大江　常俊
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１３２号
大分市大字角子原1344番地、従前の住所大分市三佐５丁目８番７号
債務者　高原　清隆
1　決定年月日時　平成24年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係